

## 北海道学校給食用牛乳供給事業に係る供給価格等決定要領

北海道知事は、この事業に係る学校給食用牛乳の供給について、供給事業者及び供給価格を決定する単位としての区域を設定し、当該区域ごとに、この要領により供給事業者及び供給価格を決定する。

### 1 基本方針

学校給食用牛乳については、安全で品質の高い牛乳を学校給食用に年間を通じて計画的かつ効率的に供給するため、次の事項を基本とし、供給事業者及び供給価格を決定する。

- (1) 学校給食用牛乳については、安全で良質な牛乳を適正な価格で安定的に供給し得る事業者を確保するため、幅広い事業者の参加を促す。
- (2) 学校給食用牛乳の供給価格及び供給事業者の決定については、以下のとおり実施する。
- (3) (2)の価格決定及び供給事業者の決定作業を厳正かつ公正に実施するため、決定結果の公表などの情報公開に努めるとともに、適正運営委員の立会のもと決定する。

### 2 供給事業者となることのできる者の要件

- (1) 供給事業者の要件は、次のとおりとする。
  - ア 決定の対象となる乳業者は、次に掲げるものとする。
    - (ア)酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 182 号）第 2 号第 2 項の乳業を行う者。
    - (イ)中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条第 1 号により（ア）の乳業者を組合員とする事業協同組合
    - (ウ)畜産経営の安定に関する法律（昭和 36 年法律第 183 号）第 2 条第 4 項第 1 号イに規定する生乳生産者団体
  - イ 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 51 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、公衆衛生上必要な措置を定め、これを遵守していること等について、都道府県知事等による立入指導等を前年度の 4 月 1 日以降に原則として 1 回以上受ける者とする。
  - ウ 学校給食用牛乳の供給に必要な生乳の配乳については、牛乳の販売実績等にかんがみ、十分に学校給食用牛乳の供給が可能と見込まれる者であること。
  - エ 過去に供給事業者の決定を受けた乳業者であって、決定の取り消しを受

けた場合にあっては、当該取り消しを受けた日から2年以上経過していること。

- (2) (1)のアの乳業者は、200ccを超える内容量の牛乳を供給しようとする場合は、(1)のアの(ア)の乳業者に委託して処理した牛乳を供給できるものとする。
- (3) 知事は、供給事業者である乳業者が次の各号の一に該当するときは、当該決定を取り消し、又は期間を定めて当該決定の効力を停止することができるものとする。
  - ア 正当な理由がないのに、学校給食用牛乳の供給を怠ったとき。
  - イ 食品衛生法の規定に違反する牛乳又はこれに類する牛乳の製造又は販売を行ったとき。
  - ウ その他不当に公正な競争を阻害する等事業の実施に著しく支障を来すと認められる事実があったとき。

### 3 区域の設定

知事は、学校給食用牛乳の供給事業者及び供給価格を決定する単位としての区域（以下、単に「区域」という）を次のとおり定める。

- (1) 原則として市区町村の範囲を基礎とする。
- (2) 2つ以上の市町村が共同の調理場を所有している場合は、当該共同調理場が供給する市町村を合わせて1つの区域とする。
- (3) 1日の供給人数が500人を下回る市町村にあっては、道路事情など地域の条件を考慮し、当該市町村教育委員会の同意を得て、隣接する複数の市町村を合わせて1つの区域とすることができる。

### 4 見積価格の徴集と供給事業者及び供給価格の決定

知事は、3に定める区域ごとに学校給食用牛乳の供給価格及び供給事業者を決定する。

- (1) 見積価格を徴集する乳業者の呼びかけ
  - ア 知事は、飲用牛乳を製造する乳業者に対し、見積価格の徴集の実施及び供給事業者の要件を通知し、別に定める期日までに供給を希望する乳業者より、別記様式に基づく関係書類の提出を求めるものとする。
  - イ 知事は、アの関係書類を提出した乳業者について、2に定める供給事業者となることができる者の要件を満たすことを審査し、その結果を当該乳業者に通知する。

(2) 見積価格の徴集に際し決定すべき事項等

知事は、見積価格の徴集に際し、次の事項を予め定め、学校給食用牛乳の供給を希望する、又は、希望が見込まれる乳業者に提示する。

- ア 見積価格は、区域について当該年度を通じて供給した場合における指定場所へ持ち込んだ牛乳1本当たりの価格
- イ 区域ごとの当該年度の供給予定人数、供給予定数量
- ウ 牛乳の供給形態、配送日時

(3) 予定価格

知事は、予め区域ごとの牛乳供給に係わる経費、市場流通価格、学校給食用牛乳供給実績価格等を基礎として予定価格を算定する。

(4) 最低制限価格

知事は、不当な廉売を排除するため、予め最低制限価格を設定する。

(5) 見積価格の徴集及び見積合せの執行

知事は(1)の見積価格の提出を呼びかけた乳業者に対し(2)の事項を提示し、別に指定する期日及び場所において、見積価格を記入した表（以下「見積価格表」という）を徴集する。

なお、知事が指定した期日及び場所に(1)の乳業者が出席できない場合は、別に定める期限までに郵送（配達証明郵便）により見積価格表の提出ができるものとする。

(6) 供給事業者及び供給価格の決定

ア 知事は、徴集した見積価格表を比べ、区域ごとに予定価格以下で、最低制限価格以上の範囲内で最も低い価格を当該区域の供給価格とし、その価格を提出した乳業者を当該区域の供給事業者とする。

イ 見積価格表を比べた結果、同一区域に最も低い価格が2つ以上ある場合は、当該乳業者によるくじ引きにより供給事業者を決定する。ただし、それらの見積価格表を提出した乳業者において、当該区域の供給事業者である乳業者が存在する場合は、児童及び生徒に対する学校給食用牛乳供給の継続性の観点から、当該乳業者を供給事業者とする。

ウ 見積価格表において、見積価格の提出のない区域が生じた場合、又は、予定価格以下で最低制限価格以上の範囲内での見積価格がない場合にあつては、次により供給価格及び供給事業者を決定する。

(ア) 当該区域について、再度見積価格を徴集し、アと同様の方法により、当該区域の供給価格及び供給事業者を決定する。

なお、見積価格の徴集の呼びかけは、(5)の見積価格を提出した乳業

者のうち当日会場にいる者を対象として行うものとする。

- (イ) (ア)を行った後も供給事業者等が決定できない場合は、乳業者と協議し、適正な価格であり、かつ公正な呼びかけであることを確保し、当該区域の供給事業者及び供給価格を決定するものとする。

(7) 供給価格及び供給事業者の決定結果の公表

知事は、(6)により決定した区域ごとの供給価格及び供給事業者名を公表するとともに、事業実施主体に対し事業を行うために必要な事項を通知する。

(8) 適正運営委員の選定等

知事は、供給価格等の決定を公正に行うため、乳業者に対し中立的な立場にある複数の適正運営委員を選定する。

適正運営委員は、(6)の供給価格及び供給事業者の決定が、厳正かつ公正な決定作業により行われていることを確認するものとする。

## 5 その他

本決定要領に定めるほか、供給価格及び供給事業者の決定等に当たり必要な事項は、知事が別途定める。

### 附 則

- 1 本決定要領は令和3年6月1日から施行する。
- 2 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号。以下「改正法」という。）附則第3条の規定により、なお従前の例によることとされた改正法第1条の規定による改正前の食品衛生法第13条第1項の承認に係る同項に規定する総合衛生管理製造過程を経た食品の製造又は加工を行う者については、当該承認の有効期間の満了の日までは、改正後の本決定要領2の（1）のイの要件を満たす事業者とみなす。
- 3 令和3年4月1日から5月31日までの間、改正前の本決定要領2の（1）のイの要件を満たす事業者であって、改正後の食品衛生法第51条第2項及び第3項の規定に基づく公衆衛生上必要な措置を令和3年5月31日までに定めた上で、これを遵守していること等について令和4年3月31日までに都道府県知事等による監視を受ける予定の者については、令和4年3月31日までの間、改正後の本決定要領2の（1）のイの要件を満たす事業者とみなす。
- 4 この通知による改正前の本決定要領に基づく事業については、なお従前の例による。

(別紙様式)

年 月 日

北海道知事 様

住所  
事業者名  
代表者職氏名  
担当者  
担当者連絡先 (電話番号)

年度学校給食用牛乳供給事業者の資格審査に係る  
書類の提出について

このことについて、北海道学校給食用牛乳供給事業に係る供給価格等決定要領  
4の(1)の規定に基づき、関係書類を提出します。

#### 記

##### 1 添付書類

- (1) 公衆衛生上必要な措置を定め、これを遵守していることが確認できる書類  
(前年度の4月1日以降、都道府県等による立入指導等を1回以上受けている  
ことが確認できる文書の写し)
- (2) 過去2カ年の原料乳の調達状況及び飲用牛乳の製造状況が確認できる書類

注) (2)の書類については、北海道指定生乳生産者団体ホクレン農業協同組合  
連合会との契約書(覚書)の写しをもって代えることができる。